

厚生労働省告示第 191 号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号) 第 6 条第 21 項から第 23 項までの規定に基づき、人を発病させるおそれがほとんどないものとして厚生労働大臣が指定する病原体等(平成 19 年厚生労働省告示第 200 号)の一部を次のように改正する。

平成 22 年 4 月 15 日

厚生労働大臣 長妻 昭

人を発病させるおそれがほとんどないものとして厚生労働大臣が指定する病原体等

第 1 中「第 6 条第 20 項」を「第 6 条第 21 項」に改める。

第 2 中「第 6 条第 21 項」を「第 6 条第 22 項」に改める。

第 3 中「第 6 条第 22 項」を「第 6 条第 23 項」に改め、15 を 18 とし、7 から 14 までを三ずつ繰り下げ、6 の次に次のように加える。

7 インフルエンザウイルス A 属インフルエンザ A ウイルス(血清亜型が H 5 N 1 であるものに限る。) rg A /bar-headed goose/Qinghai lake/1a/05[R]6+2 (163222)

8 インフルエンザウイルス A 属インフルエンザ A ウイルス(血清亜型が H 5 N 1 であるものに限る。) rg A /whooper swan/Mongolia/244/05[R]6+2 (163243)

9 インフルエンザウイルス A 属インフルエンザ A ウイルス(血清亜型が H 5 N 1 であるものに限る。) A /Anhui/01/2005 (H5N1) (Anhui01/PR8-RG5)